

## 令和2年第8回山鹿市農業委員会総会議事録

令和2年8月5日(水) 13時20分から14時01分 山鹿市役所 5階 501会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 竹下 輝明	2番 下田 幸夫	3番 稲葉 和弘	4番 森 利光
5番 欠 席	6番 長曾我部徹	7番 米岡 一利	8番 欠 席
9番 栗原 政数	10番 欠 席	11番 欠 席	12番 欠 席
13番 欠 席	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

6名 5番 廣松 久喜 8番 若杉 史 10番 阿蘇品幸博 11番 守川 千穂  
12番 廣田 幸徳 13番 隈部 誠一

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：堤 高治 農政係長：一法師 進 農地調整係長：坂口 美治  
主任：山口 儀一郎 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請  
議案第54号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益兼設定許可申請  
議案第55号 農地転用事業計画変更承認申請  
議案第56号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第57号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第58号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転  
議案第59号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）  
議案第60号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転  
議案第61号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断  
報告第13号 農地法第3条第3の規定による届出

## 1. 開 会

**事務局長（堤高治君）**

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

**事務局長（堤高治君）**

皆さんこんにちは。本日の総会は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、農業委員の出席者を減じて開催します。農業委員総数 14 名のうち、8 名が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により総会は成立しております。

-----

## 2. 会長挨拶

**事務局長（堤高治君）**

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

**会長（坂本照子君）**

（挨拶）

ただ今から、令和 2 年第 8 回総会を開会致します。

-----

## 3. 議事録署名委員の指名

**議長（坂本照子君）**

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、3 番稲葉和弘委員、4 番森利光委員にお願いいたします。

-----

## 4. 議 事

**議長（坂本照子君）**

それでは、議事に入ります。

議案第 53 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局（山口儀一郎君）**

議案書の 1 ページをお開き下さい。

議案第 53 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請」でございます。

提案番号 85 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては1ページ記載のとおりです。議案書2ページをお願いします。

提案番号 86 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人が申請地周辺を管理されていることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては2ページ記載のとおりです。議案書3ページをお願いします。

提案番号 87 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては3ページ記載のとおりです。議案書7ページをお願いします。

提案番号 88 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

本案件は、山鹿市が定める別段面積1アール要件による取得ございまして、先月の第7回総会において、「空き家に附属した農地」に指定された案件でございます。

譲受理由は、申請地が空き家に隣接していることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては、4ページ記載のとおりです。議案書8ページをお願いします。

提案番号 89 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人が熊本市北区に所有する農地との交換でございます。調査書につきましては5ページ記載のとおりです。議案書9ページをお願いします。

提案番号 90 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては6ページ記載のとおりです。議案書10ページをお願いします。

提案番号 91 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては7ページ記載のとおりです。

以上7件でございます。

**議長（坂本照子君）**

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

**議長（坂本照子君）**

提案番号 85 番から 88 番を北部地区担当委員

**3番（稲葉和弘君）**

提案番号 85 番から 88 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

**議長（坂本照子君）**

提案番号 89 番から 90 番を南部地区担当委員

**4 番（森利光君）**

提案番号 89 番から 90 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

**議長（坂本照子君）**

提案番号 91 番を東部地区担当委員

**9 番（栗原正数君）**

提案番号 91 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

**議長（坂本照子君）**

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

**議長（坂本照子君）**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 53 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議案第 54 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局（山口儀一郎君）**

議案書の 11 ページをお開き下さい。

議案第 54 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請」でございます。

提案番号 13 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、借受人の規模拡大による賃貸借権設定 5 年でございます。調査書につきましては 8 ページ記載のとおりです。

以上 1 件でございます。

**議長（坂本照子君）**

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

**議長（坂本照子君）**

提案番号 13 番を東部地区担当委員

**7番（米岡一利君）**

提案番号 13 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

**議長（坂本照子君）**

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。  
（「質疑なし」の声あり。）

**議長（坂本照子君）**

質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第 54 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第 55 号、農地転用事業計画変更承認申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局（北原薫君）**

議案書の 12 ページをお開きください。  
議案第 55 号 農地転用事業計画変更承認申請でございます。

提案番号 2 番、申請地及び申請人は議案書記載のとおりです。

本案件は、昭和 50 年 6 月 1 日付けで、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき一般住宅の建設を転用目的として許可したもので、農地転用者の変更を行うものです。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 1 ページから 2 ページをお願いします。

1 ページに現地の状況写真、2 ページに土地利用計画図を掲載しております。

現況は、造成工事まで終了しており、変更前の事業計画に従った事業の実施状況は 30%と判断しております。次に、調査書 10 ページから 11 ページをお願いします。

10 ページに立地基準を、11 ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、承認相当と判断しております。  
以上、1 件です。

**議長（坂本照子君）**

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。  
（「質疑なし」の声あり。）

**議長（坂本照子君）**

質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第 55 号は原案のとおり変更承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 56 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

#### 事務局（北原薫君）

議案書の 13 ページをお願いします。

議案第 56 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 14 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用事業者は個人で、申請地の畑 537 m<sup>2</sup>を隣接する宅地 408 m<sup>2</sup>と合わせて農家住宅とするものです。

申請地は、長年宅地として使用されていたにもかかわらず、地籍調査によって農地とされていたもので、その経緯について始末書の提出があるため、追認となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 3 ページから 4 ページをお願いします。

3 ページに現地の状況写真、4 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 12 ページから 13 ページをお願いします。

12 ページに立地基準を、13 ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。以上、1 件です。

#### 議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

#### 議長（坂本照子君）

提案番号 14 番を北部地区担当委員

#### 2 番（下田幸夫君）

提案番号 14 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

#### 議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

#### 議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 56 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

#### 議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 56 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 57 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

#### 事務局（北原薫君）

議案書の 15 ページをお願いします。

議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 67 番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地付近の農地の改良工事のための搬入路及び資材・車両置き場として使用貸借権を設定し、3 年間の一時転用を行うものです。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 5 ページから 6 ページをお願いします。

5 ページに現地の状況写真、6 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 14 ページから 15 ページをお願いします。

14 ページに立地基準を、15 ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 16 ページをお願いします。

提案番号 68 番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 187 m<sup>2</sup>を取得し、車庫兼物置として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 7 ページから 8 ページをお願いします。

7 ページに現地の状況写真、8 ページに土地利用計画図をそれぞれ掲載しております。

次に、調査書 16 ページから 17 ページをお願いします。

16 ページに立地基準を、17 ページに一般基準をそれぞれ記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 17 ページをお願いします。

提案番号 69 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 2 筆 238 m<sup>2</sup>を取得し、一般住宅として転用する案件です。申請地は、すでに駐車場として使用されており、その経緯については始末書の提出が 있습니다。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 9 ページから 10 ページをお願いします。

9 ページに現地の状況写真、10 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 18 ページから 19 ページをお願いします。

18 ページに立地基準を、19 ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 18 ページをお願いします。

提案番号 70 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、330 m<sup>2</sup>を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 11 ページから 12 ページをお願いします。

11 ページに現地の状況写真、12 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 20 ページから 21 ページをお願いします。

20 ページに立地基準を、21 ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の19ページをお願いします。

提案番号71番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑530㎡に使用貸借権を設定し、一般個人住宅として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の13ページから14ページをお願いします。

13ページに現地の状況写真、14ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書22ページから23ページをお願いします。

22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の20ページをお願いします。

提案番号72番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田2筆、627㎡に使用貸借権を設定し、資材置場及び駐車場として転用する案件です。申請地はすでに資材置場及び駐車場として使用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の15ページから16ページをお願いします。

15ページに現地の状況写真、16ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書24ページから25ページをお願いします。

24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の21ページをお願いします。

提案番号73番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑308㎡を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。申請地は、一度転用の許可を受け、取り消しがあっています。その際現況復帰がなされておらず、経緯については始末書が提出されています。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の17ページから18ページをお願いします。

17ページに現地の状況写真、18ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書26ページから27ページをお願いします。

26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の22ページをお願いします。

提案番号74番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑、1,453㎡のうち180㎡に賃貸借権を設定し、農業用倉庫として転用する案件です。申請地はすでに農業用倉庫として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため、追認となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の19ページから20ページをお願いします。

19ページに現地の状況写真、20ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書28ページから29ページをお願いします。

28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の23ページをお願いします。

提案番号75番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の畑、999㎡を取得し、太陽光発電施設として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の21ページから22ページをお願いします。

21ページに現地の状況写真、22ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書30ページから31ページをお願いします。

30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、9件です。

#### **議長（坂本照子君）**

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

#### **議長（坂本照子君）**

提案番号67番から68番を北部地区担当委員

#### **2番（下田幸夫君）**

提案番号67番から68番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

#### **議長（坂本照子君）**

提案番号69番から72番を南部地区担当委員

#### **4番（森利光君）**

提案番号69番から72番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

#### **議長（坂本照子君）**

提案番号73番から75番を東部地区担当委員

#### **9番（栗原正数君）**

提案番号73番から75番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

#### **議長（坂本照子君）**

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

#### **議長（坂本照子君）**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第57号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、議案第 57 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 58 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

議案書 24 ページから 26 ページをご覧ください。

提案番号 30 番から提案番号 31 番までについて 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

これらの案件につきましては、7 月 22 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

以上でございます。

**議長（坂本照子君）**

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。（「質疑なし」の声あり。）

**議長（坂本照子君）**

質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第 58 号は原案のとおり変更承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、議案第 58 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 59 号、農業経営基盤強化促進法の規定による、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局（一法師進君）**

議案書 27 ページをお開き下さい。

議案第 59 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転で、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定 3 件、その面積は 3,044 m<sup>2</sup>でございます。

提案番号 41 番から 43 番までの申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、「水稻」を作付け予定でございます。

なお、本事業は、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

**議長（坂本照子君）**

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

**議長(坂本照子君)**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

**議長(坂本照子君)**

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第60号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局(一法師進君)**

議案書28ページをお開き下さい。

議案第60号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が45件、再設定8でその面積は、174,677㎡でございます。

提案番号141番から提案番号148番までは期間満了に伴う再設定でございます。

提案番号149番か193番について、申請地、申請人、契約期間は議案書記載のとおりです。

作付けについては、「水稻」「野菜」「タケノコ」「スイカ」等を作付け予定でございます。

今回の案件が多いのは、国の事業である高収益作物次期作支援交付金の対象作物となる農家の申請が多かったもので、未契約の小作が正式に手続きされたものです。

来月も相当の件数が上がるものと思われまます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は32ページから61ページ記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

**議長(坂本照子君)**

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

**議長(坂本照子君)**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

**議長(坂本照子君)**

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第61号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局（坂口美治君）**

議案書の 42 ページをお願いします。

議案第 61 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断についてでございます。

提案番号 7 番、所在地、所有者、利用状況調査、荒廃農地の分類等につきましては、記載のとおりでございます。現地の状況は、別紙 2 の現地写真・土地利用計画図の 23 ページに掲載のとおり、雑木等が繁茂している状況です。

以上 1 件の申請は、非農地証明事務処理要領の要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

**議長（坂本照子君）**

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

**議長（坂本照子君）**

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 61 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

**議長（坂本照子君）**

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第 61 号は終わります。

**4. 報 告**

**議長（坂本照子君）**

次に、報告第 15 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

**事務局（一法師進君）**

議案書 43 ページをお願いします。

報告第 15 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 2 年 6 月に届出がありました件数は 7 件、筆数の合計は 41 筆、面積の合計は 36,472 m<sup>2</sup>でございます。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

以上で報告を終わります。

**議長（坂本照子君）**

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

**議長（坂本照子君）**

質問等がないようですので、報告第 15 は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和 2 年第 8 回総会を閉会いたします。

-----

## 6.閉 会

**事務局長（堤高治君）**

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定によりここに署名捺印する。

山鹿市農業委員会会長 \_\_\_\_\_

3 番 農業委員 \_\_\_\_\_

4 番 農業委員 \_\_\_\_\_